

就学援助制度のお知らせ

静岡市教育委員会

静岡市では、お子さんを小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費・給食費などの一部を援助する制度を設けています。

援助を希望される方はこのお知らせをお読みいただき、お子さんの通われる学校へ申請してください。

1 就学援助の対象となる方

静岡市に居住し、公立小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち次の(1)または(2)に該当する方

(1)生活保護を受けている方

(2)経済的にお困りの方で、同居の家族全員の令和7年所得(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得)の合計が、市が定める認定基準以下の方

注:世帯分離していても、同じ住居で生活している場合は同居家族となり所得の合計額に含めます。

<認定基準となる目安額(年額)>

※この金額は目安です。家族の年齢構成、所得の種類などにより認定基準となる金額が変わります。基準以下の所得となるか不明な場合は、教育委員会で審査しますので申請をお願いします。

区分	同居家族人員	2人	3人	4人	5人	6人
家族構成(例)		保護者38歳 子13歳	保護者38歳39歳 子13歳	保護者38歳39歳 子13歳11歳	保護者38歳39歳 子13歳11歳8歳	保護者38歳39歳 子13歳11歳8歳6歳
所得基準額	持ち家の場合	約210万円	約255万円	約305万円	約355万円	約400万円
	賃貸住宅の場合	約265万円	約315万円	約370万円	約415万円	約465万円

※審査で用いる所得は、源泉徴収票「給与所得控除後の金額」、確定申告書「所得金額の合計」です。

2 申請に必要な書類

- ① 申請書「様式第1号 準要保護児童生徒に係る就学援助費申請書」
- ② 口座振込依頼書「様式7-1号 口座振込依頼書」
- ③ その他 下の項目に該当する場合は、書類の提出をお願いします。(生活保護を受けている方は不要です)

令和8年1月1日に静岡市に住民票がない場合	令和8年1月1日の住民登録地で発行される「令和8年度市民税・県民税課税証明書」等の所得金額が確認できるものを提出してください。
失業・休職・育児休業中等、申請日時点で所得がない場合	失業:「雇用保険受給資格者票の写し」、「源泉徴収票」など退職日がわかるもの 休職:勤務先から発行された休職期間がわかるもの 育児休業:「育児休業給付金支給決定通知書」等の育児休業中であることがわかるもの
無収入等で確定申告義務のない方がいる場合(令和8年3月31日時点で19歳以上の人)	市民税課又は清水市税事務所で市民税・県民税申告をしてください。 ※問合せ先:市民税課(054-221-1041)又は清水市税事務所(054-354-2072)
別居中の配偶者がいる方(単身赴任等)	配偶者の住民登録地で発行される「令和8年度市民税・県民税課税証明書」等の所得金額が確認できるものを提出してください。
離婚調停中である場合	調停申立書や訴状の写し等を提出してください。
2世帯住宅等で生計を別にしている同住所の方がいる場合	申請者世帯及び同居人世帯名義の光熱水費請求書の写し(同年同月のもの)等、生計が別であることを証する資料の提出が必要です。 ※上記書類の提出ができない場合は、同居家族とみなします。
現在の収入状況が、審査対象の期間※の状況と大きく異なる場合	審査対象の期間※から大きく減収した等の理由で、現在の状況での審査を希望される場合は、直近3カ月分の所得(収入)が確認できる書類を提出してください。 <u>申請書の「賞与の有無」欄にも必ずご記入ください。</u>

※審査対象の期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間の所得を基に審査します。

3 申請方法

提出先 お子さんの通っている学校

※兄弟姉妹が別々の小・中学校に在籍している場合はそれぞれに提出してください。

4 認定期間

認定期間は申請が受け付けられた当月から令和9年6月末までです。

※令和8年度の中学3年生は、令和9年3月31日まで

5 申請期間 ～各学校の提出期限までに申請書類を提出してください～

各月末日まで(認定期間:申請した月から6月末まで)

6 援助の種類と支給予定額(年額)

※金額は予定です。変更する場合があります。

費 目	準要保護(生活保護でない方)		要保護(生活保護の方)	
	小学校	中学校	小学校・中学校	
入学準備金 (入学前及び4月認定の新1年生のみ)	64,300円	81,000円		
学用品費	11,630円	22,730円		
通学用品費(1年生以外)	2,270円	2,270円		
校外活動費 (交通費・見学料)	宿泊なし	上限 1,600円		上限 2,310円
	宿泊あり	上限 3,690円		上限 6,210円
通学費	定期券購入費相当額			
学校給食費		給食費 保護者負担分		
体育実技用具 (部活動は対象外)		柔道着購入費 上限 7,650円		
修学旅行費	全参加者が同一の行動をし、一律に負担する経費 ※小・中を通じてそれぞれ1回			
医療費 (対象疾病の治療費)	<対象疾病> むし歯、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、中耳炎、結膜炎、 寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹(とびひ)、トラコーマ			

注1: 年度の途中で認定された場合は、期間に応じた額を援助します。

注2: 「通学費」は、バス・電車通学をする者(指定校変更をしている場合を除きます)のうち、片道の通学距離が小学校4km、中学校は6km以上の者が支給の対象となります。また特別支援学級に在籍する方等も支給の対象となります。

なお、静岡市遠距離通学事業補助金を受給している方は、就学援助制度の「通学費」は支給されません。

注3: 小学校の「学校給食費」は令和8年度から無償化されるため、就学援助制度からの支給はありません。

7 支給方法

- (1) 就学援助費の支給は、提出いただいた口座振込依頼書に記載の保護者口座へ振り込みます。
- (2) 通学費と体育実技用品費の援助については、領収書(コピー可)が必要です。
- (3) 上記記載の年額を年3回に分けて支給します。認定された月により支給額は異なります。
- (4) 学校預かり金のうち就学援助の対象のものについて未納が生じた場合は学校に支払う場合があります。

8 注意事項

- ・申請内容に変更があった場合は必ずお子さんの通っている学校へご連絡ください。
- ・申請書の記入内容の不備や提出書類の不足等の場合は、学校を通じて再提出をお願いする場合があります。

9 その他

お子さんが安心して学校生活を送れるように、学校と連携しながら就学援助を行っています。申請内容については、プライバシーに十分配慮して取り扱います。

問い合わせ先 お子さんの通っている学校

静岡市教育委員会事務局 児童生徒支援課 就学援助係(054-354-2532)